

(仮称) 小野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案 (制定イメージ)

国が定めた基準 (平成26年厚生労働省令第61号)				従うべき基準 参酌基準	小野市における対応について (検討案)						
定員	①家庭的保育	1~5人	家庭的保育補助者を置く場合は5人まで可		従うべき基準	①家庭的保育	1~5人	国の基準に準じる			
	②小規模保育	6~19人				②小規模保育	6~19人	国の基準に準じる			
	③居宅訪問型保育	1人				③居宅訪問型保育	1人	国の基準に準じる			
	④事業所内保育	主として従業員の子どもの他、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する				④事業所内保育	国の基準に準じる (地域の保育を必要とする子どもの数=地域枠:国の基準に準じる)				
職員数	①家庭的保育	0~2歳児		3:1	従うべき基準	①家庭的保育	0~2歳児		国の基準に準じる		
	②小規模保育	A型	0歳児			3:1	A型	0歳児			
			1~2歳児			6:1 +1名		1~2歳児			
			0歳児			3:1		0歳児			
	B型	1~2歳児		6:1 +1名		B型	1~2歳児				
		0~2歳児		3:1			0~2歳児				
C型	0~2歳児		3:1	C型	0~2歳児						
③居宅訪問型保育	0~2歳児		1:1	③居宅訪問型保育	0~2歳児						
④事業所内保育	定員20名以上		保育所と同じ		④事業所内保育	定員20名以上					
	定員19名以下		小規模保育(A・B型)と同様			定員19名以下					
資格要件	①家庭的保育	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)			従うべき基準	①家庭的保育	国の基準に準じる				
	②小規模保育	A型	保育士			A型	国の基準に準じる				
		B型	保育士1/2以上、保育士以外には必要な研修を実施								
		C型	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)								
③居宅訪問型保育	必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めるもの			③居宅訪問型保育	国の基準に準じる						
④事業所内保育	定員20名以上		保育所と同じ		④事業所内保育	定員20名以上		国の基準に準じる			
	定員19名以下		小規模保育(A・B型)と同様			定員19名以下					
設備	①家庭的保育	保育を行う専用居室 同一敷地内に遊技等に適当な広さの庭 *付近の代替地可			参酌基準	①家庭的保育	国の基準に準じる				
	②小規模保育	A型	0~1歳児			乳児室又はほふく室	A型	0~1歳児		国の基準に準じる	
			2歳児			保育室		2歳児			
			屋外遊技場			*付近の代替地可		屋外遊技場			
		B型	0~1歳児			乳児室又はほふく室		B型	0~1歳児		
			2歳児			保育室			2歳児		
			屋外遊技場			*付近の代替地可			屋外遊技場		
	C型	0~1歳児		乳児室又はほふく室		C型	0~1歳児				
		2歳児		保育室			2歳児				
		屋外遊技場		*付近の代替地可			屋外遊技場				
③居宅訪問型保育				③居宅訪問型保育							
④事業所内保育	0~1歳児		乳児室又はほふく室		④事業所内保育	0~1歳児		国の基準に準じる			
	2歳児		保育室			2歳児					
	屋外遊技場		*付近の代替地可			屋外遊技場					
健康診査(開始時、年2回等)①~④地域型全て				学校保健安全法の規定に準じる	参酌基準	健康診査(開始時、年2回等)①~④地域型全て				国の基準に準じる	

(仮称) 小野市地域型保育事業の認可の要件に関する条例 (制定イメージ)

国が定めた基準 (平成26年厚生労働省令第61号)			従うべき基準 参酌基準	小野市における対応について (検討案)											
面積	①家庭的保育	専用居室	3. 3㎡/人 (最低面積9. 9㎡以上)	参酌基準	①家庭的保育	専用居室	国の基準に準じる								
		屋外遊技場	3. 3㎡/人 (2歳児)			②小規模保育		A型	屋外遊技場						
	②小規模保育	A型	乳児室/ほふく室		3. 3㎡/人				B型	乳児室/ほふく室	国の基準に準じる				
			保育室		1. 98㎡/人	C型		保育室							
			屋外遊技場		3. 3㎡/人 (2歳児)							乳児室/ほふく室	保育室		
	B型	乳児室/ほふく室	保育室		1. 98㎡/人	屋外遊技場		3. 3㎡/人 (2歳児)							
									C型	乳児室/ほふく室		保育室	1. 98㎡/人	屋外遊技場	3. 3㎡/人 (2歳児)
	定員19名以下	小規模保育(A・B型)と同様	定員19名以下												
	屋外遊技場	3. 3㎡/人 (2歳児)	屋外遊技場												

自園調理 (連携施設等からの搬入可)			参酌基準	国の基準に準じる		
設備				設備		
①家庭的保育		調理設備	参酌基準	①家庭的保育		国の基準に準じる
②小規模保育		調理設備		②小規模保育		
④事業所内保育	定員20名以上	調理室		④事業所内保育	定員20名以上	
	定員19名以下	調理設備	定員19名以下			
職員				職員		
①家庭的保育	調理員	保育を行う子どもが3人以下の場合家庭的保育補助者で対応可 *連携施設等から搬入を行う場合不要	参酌基準	①家庭的保育	調理員	国の基準に準じる
②小規模保育	調理員	*連携施設等から搬入を行う場合不要		②小規模保育	調理員	国の基準に準じる
③居宅訪問型保育				③居宅訪問型保育		
④事業所内保育	調理員	*連携施設等から搬入を行う場合不要		④事業所内保育	調理員	国の基準に準じる

連携施設			参酌基準	連携施設		
①家庭的保育		設定が必要	参酌基準	①家庭的保育		国の基準に準じる
②小規模保育		設定が必要		②小規模保育		国の基準に準じる
③居宅訪問型保育		一律には求めない		③居宅訪問型保育		国の基準に準じる
④事業所内保育		設定が必要		④事業所内保育		国の基準に準じる
嘱託医				嘱託医		
①家庭的保育		嘱託医	参酌基準	①家庭的保育		国の基準に準じる
②小規模保育		嘱託医		②小規模保育		国の基準に準じる
③居宅訪問型保育				③居宅訪問型保育		
④事業所内保育		嘱託医		④事業所内保育		国の基準に準じる

独自基準	※暴力団排除	小野市暴力団排除条例で定める暴力団関係者の排除規定を設ける
------	--------	-------------------------------